

○厚生労働省令第七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十八号）の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。